

■第398回食品安全委員会

日時：平成23年9月8日（木）14：00～15：00

傍聴者：7名

議事概要：

- （1）山岡内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）・後藤内閣府副大臣挨拶
 - ・山岡内閣府特命担当大臣、後藤内閣府副大臣から挨拶が行われた。
- （2）農薬専門調査会における審議結果について
 - 1）「サフルフェナシル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - ・担当委員の廣瀬委員及び事務局から説明。
 - ・取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続きに入ることが了承された。
 - * 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、穀類、豆類、ぶどう、かんきつ類、仁果類、ナッツ類、畜産物等へのインポートトレランス（国外で使用される農薬等に係る残留基準）申請がされています。
 - （3）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
 - 1）農薬「1-ナフタレン酢酸」に係る食品健康影響評価について
 - ・「1-ナフタレン酢酸の一日摂取許容量（ADI）を0.15mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。
 - * 植物成長調整剤で、みかん、りんご等に使用します。今回、かんきつ（みかんを除く）への適用拡大申請がされています。
 - 2）農薬「クロルフェナピル」に係る食品健康影響評価について
 - ・「クロルフェナピルのADIを0.026mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。
 - * 殺虫剤（殺ダニ剤）で、小豆、かんしょ、りんご等に使用します。
 - 今回、はくさい、ブロッコリー、しゅんぎく、にんじん、ほうれんそう、しょうが、豆類（未成熟）及び小粒核果類への適用拡大申請がされています。
 - 3）農薬「テブコナゾール」に係る食品健康影響評価について
 - ・「テブコナゾールのADIを0.029mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。
 - * 殺菌剤で、小麦、たまねぎ、りんご等に使用します。今回、うめ、かき及び茶への適用拡大申請並びに干しぶどうへの基準値設定依頼がされています。
 - 4）農薬「メトキシフェノジド」に係る食品健康影響評価について
 - ・「メトキシフェノジドのADIを0.098mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。
 - * 殺虫剤で、稲、キャベツ、ブロッコリー等に使用します。今回、だいこん及びかんしょへの適用拡大申請がされています。
 - 5）動物用医薬品「アセトアミノフェン」に係る食品健康影響評価について
 - ・「アセトアミノフェンのADIを0.03mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。
 - * 豚（哺乳豚を除く）の細菌性肺炎における解熱に用いられる動物用医薬品としての承認申請がされています。
 - （4）動物用医薬品専門調査会における審議結果について
 - 1）「アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤（ピレキシシン10%）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - ・担当委員の熊谷委員及び事務局から説明。
 - ・取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続きに入ることが了承された。
 - * 豚（哺乳豚を除く）の細菌性肺炎における解熱に用いられる動物用医薬品としての承認申請がされています。
 - （5）食品安全関係情報（8月1日～8月26日収集分）について
 - ・事務局から報告。